

経済学と心理学・開発経済学・競争政策のトピックス

産業研究所教授 小西砂千夫

今号では、「経済学と心理学」「開発経済学」「競争政策」の3つの分野について注目すべき論文、特集について紹介する。

『経済セミナー』2004年3月号は、「経済学と心理学」という特集で、5本の論文を掲載している。西村直子「コンテクストとしての市場・制度」は、近年の経済学が心理学や実験経済学の成果を取り入れることで、これまでのミクロ経済学の考え方では十分考慮できなかった、コンテクスト（過去の経験や社会制度など）を分析に取り込んできたことを紹介している。その契機は、ゲーム理論が発達し、経済学の分析に大きく貢献してきたことによる。また、中村豊「非線形効用理論の展開」では、従来の期待効用モデルでは、人々がギャンブルをするときの心理を十分に表現しきれないという難点に対して、非線形効用理論が発見され研究されたことが解説されている。またそれに続く、竹村和久「フレーミング効果について」は、非線形効用理論でも説明できない現象としてのフレーミング効果について解説されている。

同じ特集のなかで、心理学などの成果を経済学に生かした応用的分野の論文として、伊藤秀史「組織とインセンティブ設計の経済分析を豊かなものとするために」で、行動契約理論が組織研究について適用されている実例を示し、真壁昭夫「金融市場の「アノマリー」を解く行動ファイナンス理論」は、ファイナンス理論において、従来は合理的でないと言われてきた市場行動が説明できることを示している。これらの特集は、近年の経済学が、従来の意味での合理的行動の枠組みを超えて発展してきていることを示しており興味深い。

『アジ研ワールド・トレンド』101号（2004年2月号）は、「ガバナンスと経済開発」という特集のなかで、開発論のキーワードとなりつつあるガバナンスを紹介している。黒岩郁雄氏が「特集に当たって」で解説しているように、ガバナンスの対象分野は「法の支配の確立、汚職撲滅、官僚制度の効率化、市民の参加、地方分権化と並んで民主化が含まれよう」（2頁）とされる。黒岩氏は、近年の経験から経済開発において制度の重要性がより強く認識されていることを紹介すると同時に、「一九八〇年代以降の市場自由化を中心とする「政

策」の一方向的押しつけが必ずしもすべての開発途上国でうまくいかなかったように、「制度」の押しつけも成功しない可能性がある」（2頁）と述べており、開発途上国の実態を踏まえたアプローチの必要性を強調している。

特集のなかでは、黒岩郁雄「インドネシアにおける経済危機後の投資低迷とガバナンス」は腐敗や法制度の非効率性がもたらす投資への悪影響を分析している。近藤正規「ガバナンスと開発経済学」は、ガバナンス研究が進められてきた背景やその具体的成果について紹介している。このほか、国際社会の政策的な動向を紹介している小山田論文、民主化支援のあり方についての下村論文、地方分権のあり方について述べた石塚論文、ODAを通じたガバナンス援助を扱った近藤論文、グッド・ガバナンス論についての大西論文、レント・シーキングについての加藤論文など、いずれもたいへん興味深く、テーマについて深く掘り下げた内容となっている。

『公正取引』640号（2004年2月号）は「競争政策はどう変わるべきか」という特集のなかで、競争政策研究センター発足記念の国際シンポジウムの模様を紹介している。特集では、鈴木興太郎センター所長と欧州委員会競争政策担当委員のマリオ・モンティ氏の基調報告のほか、競争政策研究センターの五十嵐収氏がシンポジウムの概要をまとめている。特に注意を引いた内容としては、「優位な市場支配力（Significant Market Power）が存在するときのみ事業規制を行うべきであるが、その際にも、競争政策と事業規制のコンビネーションで行わなければならない」（13頁、ニューベリー・ケンブリッジ大学教授）、「マイクロソフト事件からの教訓としては、技術革新と競争との間に対立があるのではなく、技術面での独占を背景として、流通支配により、参入障壁を維持・強化する「垂直的な」独占が行われる場合がある」（17頁、ブレスナハン・スタンフォード大学教授）などがある。この特集から、公正取引委員会における今後の競争政策のあり方についての論議の焦点について、伺い知ることができる。

アカウンティング・スクールの設置と公会計への期待

産業研究所教授 石原俊彦

政府や地方自治体といった公的部門における職業会計人の養成が急務になってきた。わが国の公的部門には、会計の専門家が極端に不足している。たとえば、これまでの地方自治体会計は、簿記の知識をまったく持たない財政の担当者でも努めることのできる内容であった。現在の地方自治体における会計は、会計理論云々の域にはなく、大福帳方式の家計簿を詳細にしたようなもので、専門的な会計知識がなくとも、自治体会計の決算書を作成することができたのである。

この点に関して財務会計の領域に目を向けると、減価償却費の認識、退職給与引当金などの諸引当金の計上、債務性の高い保証債務といったオフバランス項目の貸借対照表への掲記など、本当にたくさん課題があるにもかかわらず、ほとんどすべての問題が放置されてきた。原価計算や管理会計の領域でも、人件費や公債費（利息部分）の事業別配分計算の未実施、間接費の配賦計算の放置など、おおよそマネジメントのための会計とは考えられないような低水準で、会計計算が行われている。さらに、地方自治体のなかでも都道府県、政令指定都市、中核市には包括外部監査の制度が義務付けられているが、それらの規模の大きな自治体であっても、決算書に公認会計士などの独立した第三者の専門家による監査が義務付けられていない。自治体の作成する決算書の適正性は、いったい、誰が担保しているのだろうか。

こうした環境にあって2005年4月には、首都圏と阪神圏の大学を中心に会計専門職大学院（通称：アカウンティング・スクール）が開設される予定である。一般企業や政府、自治体その他の公的部門は、自らの説明責任を果たすため、会計組織を確立し、運営しなければならない。しかしながら、会計の社会的機能の重要性が認識され、社会の各機関や部門にまで会計組織の確立と運営が求められているにもかかわらず、こうした会計機能を支える会計分野の専門人材が各方面で絶対数においても、また備えるべき資質と能力においても不足しているというのが、アカウンティング・スクール開設に当たった理由である（文部科学省会計分野の専門職大学院に関する検討会報告書より）。この検討会には平松一夫関西学院大学長が委員と

して参加されている。

アカウンティング・スクールの開設という大きな社会的変化を生み出した大きな要因は、一つには民間企業の決算書監査に対する信頼性の低下である。監査機能の充実とそれを支える会計機能の充実が、一般企業の発展には不可欠であるという認識が、会計と監査の充実という社会からの期待を大きくしている。そして、第二の理由が、公的部門における会計機能と監査機能の充実要請である。財政状況が悪化し、活動の効率性が低い公的部門において、会計をツールとしたマネジメント改革が火急の課題になっているのである。

清水涼子稿「公会計の役割と国際的動き・日本の現状」『税経通信』2004年2月は、こうした公的部門における会計の充実を、欧米の先進諸国の公会計を例にとって紹介している。特に、発生主義といわれる収益と費用の認識基準の適用がこれらの先進国では実践されており、現状、現金主義会計に甘んじているわが国の公会計との顕著な相違として強調されている。客観的な数値を用いた財務情報の重要性を、公認会計士の立場から整理した本論文は、公会計改革の必要性を端的に整理した格好の文献となっている。

伊藤博幸稿「アメリカ地方政府会計における制度改革の変遷（Ⅰ）・（Ⅱ）」『明星大学経済学研究成果』第34巻2号・第35巻1号、2002・2003年は、米国地方自治体会計の会計フレームワークを会計理論に基づき歴史的に緻密に整理した貴重な論文である。公的部門における会計研究は、わが国ではこれまで、ごく少数の研究者によって実践されてきた領域である。その研究の対象も諸外国の事例を渉猟し、比較制度的に論じるものがほとんどであった。しかし、公会計の改革が必須の現状において、歴史的分析に基づく公会計研究の重要性も明らかである。本論文はそうした視点で論じられた貴重な文献である。

このように公会計をめぐる研究は、ここ数年、わが国でも非常に活気を呈してきた。その背景には、公的部門の生産性の向上や活性化が、日本経済の復活に大きな影響を及ぼすという認識がある。アカウンティング・スクールの設置もその一環で認識すべきものであろう。大学・大学院で今後、

公会計の「研究」のみならず、公会計の「教育」が広く普及する時期も間もなくであろう。社会からの期待と、公会計に関する広い領域での研究の萌芽が、端的にそのような状況を物語っている。

コーポレート・ガバナンスと企業業績 —実証分析を中心に—

総合政策学部教授 古川靖洋

ここ数年、コーポレート・ガバナンスの見地から、適法性や倫理性、効率性についての議論が活発に行なわれている。具体的には、従来からの監査役による日本型ガバナンス構造がよいのか、執行機関の行なっている経営状況を意思決定機関がチェックするアングロサクソン型ガバナンス構造がよいのか、はたまたその混合型がよいのかという議論が、研究者だけではなく経営者の間でも盛んに行なわれてきた。

こういう動きの中で、平成14年に商法が改正され、平成15年4月1日より、経営機構として業務執行を行なう執行役とこれを監督する取締役を分離し、取締役の監督を強化するため取締役会の中に社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の各委員会を設置するアングロサクソン型のガバナンス構造と従来の監査役を設置する日本型ガバナンス構造のいずれかを選択できるようになった。

このように制度は整ったのであるが、多くの企業は、ガバナンス構造の整備などについて、試行錯誤を繰り返している。その理由として、コーポレート・ガバナンスと企業業績との関係が今までほとんど実証されていないためではないかと考えられる。以下の2つの論文は、企業に対するアンケート調査に基づき、その関係を明らかにしようとした非常に興味深いものである。

まず、海保論文（海保英孝「業績格差と規模格差の観点から見たコーポレート・ガバナンス」『成城大学経済研究』、163号、2003.12）では、日本企業271社のアンケート調査を基に、株主との関係のみならず、さまざまな利害関係者との関係構築に対する現在の認識と、将来へ向けての変化の方向性を探っている。特に、業績および規模によって、ガバナンスへの認識がどのように異なっているのかを分析の中心としている。

興味深い実証結果として、利害関係者への対応姿勢（情報開示、コンプライアンス意識、そして株主代表訴訟に対する意識）については、中堅企業よりも大企業、低業績企業よりも高業績企業で積極的という傾向が見られたことと、グローバルな競争に直面している大企業、競争力のある高業績企業で利害関係者との新しい関係づくりが進展していたこと、が挙げられる。また、高業績企業

では、経営者が利害関係者との関係を積極的に築き、自らねばり強くその関係を維持していこうとしていた。全体的に見て、高業績企業は、利害関係者を広くとらえ、彼らとの関係構築に積極的であるのだが、低業績企業、とりわけ中堅企業レベルではそれほど積極的ではないことが明らかになった。

次に注目したいのが、宮島他論文（宮島・原村・稲垣「進展するコーポレート・ガバナンス改革をいかに理解するか：CGS（コーポレート・ガバナンス・スコア）による分析」『フィナンシャル・レビュー』2003.12）である。この論文では、876社へアンケート調査を実施し、その回答に基づいて、コーポレート・ガバナンス改革の積極性を示す指標（CGS）を作成し、それと企業業績（トービンのqとROA）との関連性について様々な見地から分析している。

まず、CGSと企業業績の間には正の相関がある。そして、企業による積極的なIR活動が、株主と経営者とのエージェンシー問題の緩和や経営者の経営に対する緊張感の上昇を媒介して、業績向上にプラスに貢献しているという点や、外国人株主比率が高く、資金調達に際して資本市場への依存度が高い企業ほど、ガバナンス改革に積極的で、安定株主比率が高く、資金調達を借り入れに依存している従来型の企業では、改革に消極的であるということが、特に興味深い結果である。一方、商法改正で注目されている取締役会改革と企業業績との間には、有意な関係は見出されなかった。

広義の利害関係者に対して積極的に企業情報を常に開示し、企業行動を行なう際に、彼らと好ましい関係を共に築こうとする企業が好業績を達成しようというのが2つの論文からの共通の成果である。まず構造ありきではなく、利害関係者との良好な関係構築のために、それぞれの企業が独自のガバナンス構造を作っていくことが改革を進める上で重要だろう。